

新ト協発第 156 号
平成 29 年 3 月 9 日

会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会
会長 小林和男

運行記録計（タコグラフ）の装着義務付け対象拡大について

拝啓

平素は、当協会の業務運営に種々ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 12 月 1 日に「貨物自動車運送事業輸送安全規則（国土交通省令）」が改正・交付され従来から運行記録計（タコグラフ）の装着が義務付けられていた車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上の事業用トラックに加え、車両総重量 7 トン以上または最大積載量 4 トン以上の事業用トラックについても、運行記録計（タコグラフ）の装着が義務付けされました。

対象となる現在使用中の車両にも、平成 29 年 3 月 31 日までに運行記録計（アナログ式運行記録計またはデジタル式運行記録計）を装着する必要があります。

会員各位には、規則改正の実施に鑑み、該当車両の運行記録計の装着を点検のうえ、安全運行に努めていただくようお願いいたします。

敬具

（担当：新潟県トラック協会 浅間）

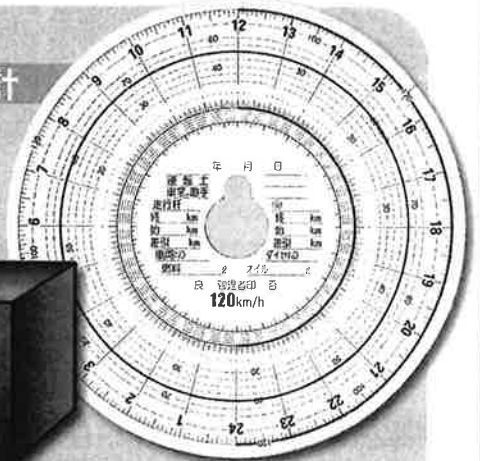
車両総重量

最大積載量

7トン以上または4トン以上の
事業用トラックの全てに
運行記録計(タコグラフ)の
装着が義務付けされます。

アナログ式運行記録計

デジタル式運行記録計



現在使用中の車両にも
平成29年3月31日
までに運行記録計を
装着する必要があります。

平成29年4月1日から適用

運行記録計による記録違反は30日間の車両使用停止処分！



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関